

裾野市新型コロナウイルス感染症拡大防止環境整備事業者支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の店舗等からの新型コロナウイルス感染症の拡大抑制、地域連携による感染症対策に取り組む機運の醸成及び消費活動活性化に向けた準備をすることを目的とし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために一定の基準を有するガイドラインの要件を満たし、認証登録又は申請した店舗等を有する事業者に対し、予算の範囲内において緊急事態宣言等に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止環境整備にかかる取組に対する報償としての支援金（以下 支援金）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 店舗等 次に掲げる場所で事業を行い、一定の基準を有するガイドラインに基づく認証登録制度等の対象となる単位をいう。

ア 商店、工場、事務所、店舗、営業所、銀行、学校（民間認定こども園及び保育所、学校法人）、神社・寺院、病院、旅館、学習塾及び個人教授所など一区画を占めて継続的に事業を行っている場所

イ 自家営業の大工、左官、塗装、配管・屋根・電気工事等及び露店若しくは屋台等の固定的な設備が無い場合は拠点となる場所（事務所、自宅等）

ウ 農業者においては認定農業者でその拠点となる場所（事務所、有人の販売所等）

エ バス・タクシーの車両（市内に営業所を有すること）

(2) 一定の基準を有するガイドラインに基づく認証登録制度等 別表第1に掲げるものとする。

(3) 緊急事態宣言等 まん延防止等重点措置（令和3年8月8日から19日まで）及び緊急事態宣言（令和3年8月20日から同年9月30日まで）とする。

(支援金の金額等)

第3条 支援金の金額は、1店舗等当たり3万円とし、支援金の申請は、1事業者当たり1回に限る。

(支援金支給対象者及び要件)

第4条 支援金の支給の対象となる者は、市内に店舗等を有する事業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする

- (1) 店舗等について令和3年8月7日以前から事業を営み、かつ、申請時に店舗等が事業を実施している実態があること。
- (2) 一定の基準を有するガイドラインに基づく認証登録制度等に認証登録又は申請し、かつ、感染症拡大防止を継続し実施すること。
- (3) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が裾野市暴力団排除条例（平成24年裾野市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず（将来にわたっても同様とする。）、これらの者が申請事業者の経営に事実上参画しないこと。
- (4) 各種の法令を遵守すること。
- (5) 本市に法人設置等届出を提出していること（個人事業主についてはその営業の実態が明らかであること。）。

（支援金の申請）

第5条 前条に該当し、感染症拡大防止に取り組む事業者は、支援金の申請をしようとするときは、裾野市新型コロナウイルス感染症拡大防止環境整備事業者支援金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和3年11月1日から令和3年12月28日までの期間に市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 申請者の本人確認資料（写し可）。ただし、別表第2に掲げる者は省略可能
- (3) 各店舗等において、一定の基準を有するガイドラインに基づく認証登録制度等の認証登録又は申請の事実が分かる書類等（写し可）。ただし、別表第3に掲げる者は省略可能
- (4) 振込先の口座情報がわかる資料

（支給の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金支給の可否を決定し、支給することが適当であると認めるときは、速やかに支援金を支払うものとする。

（支給の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定により支援金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給の決定を取り消し、若しくは停止し、又は既に支給した支援金の全部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない

- (1) 偽りその他不正な行為により支援金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定及び誓約書の記載事項に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給の決定を取り消し、若しくは停止し、又は既に支給した支援金の全部を返還させることを決定したときは、その旨を当該支援金の支給を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、市長の発行する納入通知書により、速やかに当該支援金を返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月15日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に支援金の支給を受けている者についての第7条の規定の適用については、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

一定の基準を有するガイドラインに基づく認証登録制度等

裾野市商工会 裾野市観光協会 PROJECT CCC SUSONO
静岡県 ふじのくに安全・安心認証（飲食店・宿泊施設）
一般社団法人静岡県食品衛生協会 新型コロナウイルス感染症対策実施店
ふじのくに静岡県 Go To Eat キャンペーン 店舗登録
静岡県商工会 Go To Eat キャンペーン 店舗登録
その他新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組む業界団体等第三者による認証制度

別表第2（第5条関係）

本人確認資料が省略可能な者

裾野市商工会 会員
一般社団法人裾野市観光協会 会員
岩波商店会 会員
富岡連合商店会 会員
東地区商工振興会 会員
すその駅前中央商店街 会員

別表第3（第5条関係）

一定の基準を有するガイドラインに基づく認証登録制度等の公表情報又は照会により資料の添付が省略可能な者

裾野市商工会 裾野市観光協会 PROJECT CCC SUSONO 登録事業者 ※裾野市商工会へ登録状況を照会することを了承した場合に限る。
静岡県 ふじのくに安全・安心認証（飲食店・宿泊施設）登録事業者 ※県 WEB サイトで店舗等名が確認できる場合に限る。
静岡県 ふじのくに安全・安心認証（飲食店）申請済事業者 ※県へ申請状況を照会することを了承した場合に限る。
一般社団法人静岡県食品衛生協会 新型コロナウイルス感染症対策実施店事業者 ※県 WEB サイトで店舗等名が確認できる場合に限る。
ふじのくに静岡県 Go To Eat キャンペーン店舗登録事業者 ※事務局 WEB サイトで店舗等名が確認できる場合に限る。

静岡県商工会 Go To Eat キャンペーン店舗登録事業者

※事務局 WEB サイトで店舗等名が確認できる場合に限る。